

CPNET 回線サービス規約

2021 年 08 月 23 日

(株)日立産機システム

目次

規約

第1章 総則	1
第1条 規約の適用	
第2条 規約の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 本サービスの提供区間等	2
第4条 回線種別	
第5条 本サービスの提供区間	
第6条 本サービスの利用期間	
第3章 契約	3
第7条 契約の成立	
第8条 契約内容の変更、追加	
第9条 譲渡の禁止	
第10条 契約者が行う契約の解除	
第11条 当社が行う契約の解除	
第12条 提供条件の変更等	
第13条 その他の提供条件	
第4章 SIM カードの貸与など	4
第14条 SIM カードの貸与	
第15条 組込み SIM カードの取扱	
第16条 契約者識別番号およびその他の情報の登録など	
第17条 SIM カードおよび組込み SIM カードの情報消去および返還	
第18条 SIM カード管理責任	
第5章 利用中止等	5
第19条 利用中止	
第20条 利用停止	
第6章 通信	5
第21条 通信	
第22条 電波伝搬条件による通信場所の制約	
第23条 相互接続に伴う通信	
第24条 通信の制限	
第25条 通信の利用を制限する措置	
第7章 料金	7
第26条 料金等	
第27条 初期費用の支払義務	
第28条 月額費用の支払義務	
第29条 ユニバーサルサービス料の支払義務	
第30条 電話リレーサービス料の支払義務	
第31条 料金の支払い	
第8章 遅延損害金	8
第32条 遅延損害金	
第9章 保守	8
第33条 契約者の維持責任	
第34条 修理又は復旧	

第35条 修理又は復旧の場合の暫定措置	
第10章 損害賠償	9
第36条 免責	
第37条 責任の制限	
第38条 損害賠償請求	
第11章 雑則	9
第39条 承諾の限界	
第40条 利用に係る本サービス契約者の義務	
第41条 契約者に係る情報の利用	
第42条 法令に規定する事項	
第43条 知的財産権の帰属	
第44条 終了後の効果	
第45条 準拠法	
第46条 合意管轄裁判所	
第47条 協議解決	
附則	11
別記	12
1 本サービスの提供区間	
2 契約者の地位の継承	
3 契約者の氏名等の変更	
4 端末間設備に異常がある場合などの検査	
5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査	
6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	
7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
8 端末設備の電波法に基づく検査	
9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
10 課金対象パケットの情報量の測定など	
11 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い	
12 端末設備の接続	
13 自営電気通信設備の接続	
14 検査などのための端末設備の持込み	
15 契約者の禁止行為	
16 新聞社等の基準	

改訂来歴表

No	版数	改訂内容	実施日
1	初版	新規作成	2015/07/01
2	第2版	ヘビーユーザ規制修正	2016/08/09
3	第3版	マルチキャリア回線対応修正、表記揺れ修正、第2条・23条・40条・第1表 改定	2019/07/18
4	第4版	マルチキャリア回線対応に伴う第5条、第16条の改定、別紙1料金表の追記	2020/06/29
5	第5版	電話リレーサービス制度対応に伴う第3条の改定及び第30条、別紙1料金表の追記	2021/08/23

規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社日立産機システム（以下「当社」といいます。）は、「CPNET 回線サービス」（以下「本サービス」といいます。）について、この規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を予告なく変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約が適用されるものとします。最新の規約は、当社ホームページを御確認下さい。ご不明な場合には、当社営業担当迄お問い合わせをお願い致します。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信サービス	電機通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
5 CPNET 回線サービス	特定事業者の LTE 通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う当社の電気通信サービス
6 CPNET 回線サービス契約	当社から CPNET 回線サービスの提供を受けるための契約
7 CPNET 回線サービス契約者	当社と CPNET 回線サービス契約を締結している者
8 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）からの次の暦月の起算日の前日までの間
9 移動無線装置	CPNET 回線サービスの契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置。
10 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社および特定事業者の電気通信設備
11 契約者回線	CPNET 回線サービスの契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
12 SIM カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって当社が CPNET 回線サービスの提供のために契約者に貸与するもの
13 端末機器	契約者回線の一端に接続される契約者または LTE 特定接続契約者の電気通信設備

14 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
15 特定事業者	KDDI・NTT ドコモなどの MNO 事業者
16 相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
18 契約者回線など	(1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であつて、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
19 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
20 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
21 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 ICCID	SIM カード（組込み SIM カード含む）一枚ごとの固有な識別番号。国際電気通信連合(ITU-T)が E.118 として標準化したもの

第 2 章 本サービスの提供区間等

（回線種別）

第4条 本規約においては、次の回線種別となります。

回線種別	内容
LTE	特定事業者 LTE 網を利用するもの

（本サービスの提供区間）

第5条 本サービスは、特定事業者が定める提供区間のうち当社が提供する区間となります。

(本サービスの利用区間)

第6条 本サービスの最低利用期間につきましては、別紙 1 に定める期間とします。

第 3 章 契約

(契約の成立)

第7条 申込者は、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本サービス契約の申込み（以下「利用申込み」といいます。）をするものとし、利用申込みに対し当社が承諾したときに、申込者と当社との間に本サービス契約が成立するものとし、

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
 - (1) 申込者が虚偽の申告をしたとき。
 - (2) 申込者が法人でないとき。
 - (3) 申込者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき。
 - (5) 申込者の代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当するとき。
 - (6) その他当社が不適切と判断したとき。

(契約内容の変更、追加)

第8条 契約者は、第 7 条（契約の成立）に基づき利用申し込みを行った契約内容の変更を行うとき、又は本サービスに接続する回線を追加若しくは削除するときは、当社所定の手続きに従って請求していただきます。

- 2 前項の規定にかかわらず、料金表に定める細目は、変更することができません。
- 3 当社は、本条第 1 項の請求があったときは、第 7 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第9条 契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。尚、本サービスは原則、特定事業者への譲渡または契約変更は実施致しません。特異的な事情により希望される場合には、手続き費用を別途申し受ける場合がございます。

(契約者が行う契約の解除)

第10条 契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の手続きに従って通知するものとし、

(当社が行う契約の解除)

第11条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとし、

- (1) 本規約の各条項の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なおその違反が是正されないとき。
- (2) 第 19 条（利用中止）第 1 項第 2 号ないし第 4 号又は第 20 条（利用停止）の規定により、本サービスの利用中止又は利用停止をされ、なおその事由を解消しないとき。
- (3) 支払不能若しくは支払停止となり又は自己振出の手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 仮差押え、差押え若しくは仮処分命令・通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき。

- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
- (7) 代表者、役員、従業員その他の関係者が、反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (8) その他当社が不適切と判断したとき。

(提供条件の変更等)

- 第12条 当社は、当社又は契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスに係る提供条件を変更し、又は本サービス契約の解除を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスについて、その提供条件の変更又はその本サービス契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその契約者にお知らせします。ただし、その契約者が現に提供を受けている本サービスについて、その同一条件での提供に影響を与えない限度において、オプションサービス等の付随的な提供条件を変更する場合を除きます。
 - 3 当社は、本条第1項に定める提供条件の変更又は本サービス契約の解除をするときは、やむを得ない場合を除きその変更日又は解除日の3ヶ月前までに、そのことをその契約者にお知らせするものとしします。

(その他の提供条件)

- 第13条 本サービス契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 SIMカードの貸与など

(SIMカードの貸与)

- 第14条 当社は、本サービスの契約において、SIMカードの貸与を行います。この場合において提供するSIMカードの数は、1契約につき1としします。

(組込みSIMカードの取扱)

- 第15条 当社は、本サービスの契約において、組込みSIMカードでの契約時には、組込みSIMカードの識別番号を通知してもらい、契約を実施します。この場合において1つの組込みSIMカードにおいて1契約となります。

(契約者識別番号およびその他の情報の登録など)

- 第16条 当社は、本サービスの契約において、SIMカードもしくは組込みSIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。
- (1) SIMカードの貸与のとき。
 - (2) 組込みSIMカードの登録の請求があったとき。
 - (3) 契約者より契約者識別番号の変更の請求があったとき。

(SIMカードおよび組込みSIMカードの情報消去および返還)

- 第17条 当社は、本サービスの解除があった場合、SIMカード、組込みSIMカードに登録されていた情報を消去いたします。また、解除後のSIMについては返還頂きます。返還にかかる費用は契約者負担となります。

(SIM カード管理責任)

- 第18条 当社は、本サービスにて提供します SIM カードについては管理者の注意を持って管理していただきます。
- 2 SIM カードを紛失した場合、毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 3 当社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害については、責任を負わない物とします。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

- 第19条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社または特定事業者の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 契約者が本サービスの利用において、第 33 条（契約者の維持責任）の規定に違反する行為をするおそれがあるとき。
 - (3) 契約者が、当社または特定事業者の設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) 契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止した場合であって、その事由が解消されたときは、利用の中止を解除します。
 - 3 当社は、第 1 項の規定により本サービスの利用中止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。
 - 4 第 1 項の規定により本サービスの利用が中止された場合であっても、契約者は、第 31 条（料金の支払い）の定めに従い、その期間中の料金等の支払いを要します。

(利用停止)

- 第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社の定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が本サービスの利用において、第 33 条（契約者の維持責任）の規定に違反する行為をしたとき。
 - (3) 契約者が、クラウド設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) その他、本規約に反する行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。
 - 3 第 1 項の規定により本サービスの利用が停止された場合であっても、契約者は、第 27 条（初期費用の支払義務）、第 28 条（月額費用の支払義務）、第 29 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）、第 30 条（電話リレーサービス料の支払義務）及び第 31 条（料金の支払い）の定めに従い、その期間中の料金等の支払いを要します。

第 6 章 通信

(通信)

- 第21条 本サービスにおいては、特定事業者の LTE 通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(電波伝搬条件による通信場所の制約)

第22条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第23条 相互接続点との間の通信は、当社または特定事業者が定めた通信に限り行うことができます。事前に接続構成を当社に許諾の上、相互接続通信を行うものとします。

(通信の制限)

第24条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続できなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記16の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

- 2 本サービスの通信利用の制限については、特定事業者のLTE通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(通信の利用を制限する措置)

第25条 前条の規定による場合のほか、当社は、本サービスの契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合にその

通信を切断すること。

- (3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の CPNET 回線サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の利用を制限または中止すること。

第7章 料金

(料金等)

第26条 当社が提供する本サービスに係る料金は、別紙1に定める種類があります。

(初期費用の支払義務)

第27条 契約者は、利用申込みを行い、当社の承諾を受けたときは、別紙1に定める各初期費用の支払いを要します。

(月額費用の支払義務)

第28条 本サービスの契約者は、その契約者と契約者回線などとの間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について別記の規定により測定した情報量と別紙1に定める月額料金額の支払いを要します。

- 2 CPNET 回線サービスの契約者は、パケット通信料について、当社の機器（特定事業者または協定事業者の機器を含みます。）の故障などにより正しく算定することができなかつた場合は、過去の利用実績などを勘案して当社が別記に規定する方法により算出した料金額の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第29条 本サービスの契約者は、料金表（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

- 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第30条 本サービスの契約者は、料金表（電話リレーサービス料）に規定する料金（事業法に聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

- 2 当社は、電話リレーサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

(料金の支払い)

第31条 当社は、各暦月に生じた別紙1に規定する料金について、翌々月末日までに契約者に請求するものとし、契約者は、請求を受領した日の属する月の翌月の当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関において支払いをするものとし、なお、当該支払に係る手数料等は、契約者の負担と

します。

- 2 当社および事業者に対して、別段の定めがない限り、当社または事業者、もしくは、当社または事業者の委託する第三者が集金するものとします。

第 8 章 遅延損害金

(遅延損害金)

第32条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 9 章 保守

(契約者の維持責任)

第33条 本サービス契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項規定のほか、CPNET 回線サービス契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(修理又は復旧)

第34条 当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、合理的な範囲で速やかに修理し、又は復旧することができないときは、第 24 条（通信の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がこれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 順位となるものを除きます）

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第35条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときに、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(免責)

第36条 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用に起因して契約者又はその他の第三者に生じた損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。

- 2 天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本サービス契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負いません。
- 3 契約者は、航空機、救命・医療行為、その他の本質的に危険な行為（以下、あわせて「本質的な危険行為」といいます。）のために本サービスを利用しないものとし、なお、本質的な危険行為による本サービスの利用に起因して生じた損害について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負いません。
- 4 当社は、本規約等の変更により、契約者に係る設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

(責任の制限)

第37条 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者又は第三者において生じた損害について、一切責任を負わないものとし、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(損害賠償請求)

第38条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、契約者に対しその損害の賠償を請求することができます。

- 2 本サービスの損害賠償請求については、特定事業者のLTE通信サービス契約約款に準ずるものとし、

第11章 雑則

(承諾の限界)

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る本サービス契約者の義務)

第40条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または、自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要がある時または端末設備もしくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限

- りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末設備若しくは自営電気通信設備、SIM カード、組込み SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。
 - (4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
 - (5) 当社は、契約者の行為が別記 15 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前号の義務に違反したものとみなします。
 - (6) 契約者は、本条第 1 号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第41条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金等の適用又は料金等その他の債務の請求その他の本規約の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用するものとします。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報保護方針において定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、本サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。当社は、契約者の個人情報を、当社の個人情報保護方針に基づき適切に取り扱うものとします。

(法令に規定する事項)

第42条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(知的財産権の帰属)

第43条 本サービスに係る産業財産権、著作権その他の知的財産権は、当社又は当社が別途指定する第三者に帰属するものとします。

(終了後の効果)

第44条 第 9 条（譲渡の禁止）、第 32 条（遅延損害金）、第 36 条（免責）ないし第 38 条（損害賠償請求）及び第 43 条（知的財産権の帰属）ないし第 46 条（合意管轄裁判所）は、本サービス契約終了後もなお有効とします。

(準拠法)

第45条 本サービスに関する準拠法は日本法とします。

(合意管轄裁判所)

第46条 本規約及び本サービス契約に関する一切の訴訟については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議解決)

第47条 当社及び契約者は、本規約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとします。

附則

本規約は、2015年7月1日から実施します。

本規約は、2015年7月10日から実施します。

本規約は、2019年7月18日から実施します。

本規約は、2021年8月23日から実施します。

別記

1 本サービスの提供区間

本サービスは、特定事業者が定める提供区間のうち当社が提供する区間となります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した物が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を継承した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの規約に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 端末間設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービス契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
この場合、本サービス契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 本サービス契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取り扱います。

6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 本サービス契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記5において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から瞬時に電波発射の停止を命じられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

- (2) 当社は、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、本サービス契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 本サービス契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8 端末設備の電波法に基づく検査

別記 5 に規定する検査のほか、端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 7 の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記 5 の規定に準ずるものとします。

10 課金対象パケットの情報量の測定など

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

11 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

<p>ア イ以外の場合</p>	<p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>イ 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p>	<p>機器の故障などにより正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、本サービス契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

12 端末設備の接続

- (1) 本サービス契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、当社にその請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があった時は次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記 4 の技術基準等に適合しないとき
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかの検査を行います
 - ア 事業法第 50 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 本サービス契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1) から(4)までの規定準じて取り扱います。
- (6) 本サービス契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのこと当社に

通知していただきます。

13 自営電気通信設備の接続

- (1) 本サービス契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により、当社にその請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があった時は次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかの検査を行います
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 本サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定準じて取り扱います。
- (6) 本サービス契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのこと当社に通知していただきます。

14 検査などのための端末設備の持込み

本サービス契約者は、次の場合には、その端末設備もしくは自営電気通信設備を、当社が指定した期日に当社または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録などを行うとき。
- (2) 別記4または12の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

15 契約者の禁止行為

- (1) 本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡する行為。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (9) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (11) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (12) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (13) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (15) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) その他法令又はこの規約等に違反する行為

(17) その他本サービスの運用を妨げると当社または特定事業者が判断する行為。

(18) (1) から (17) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

当社は、ユーザの行為が上記のいずれかに該当した場合、又はそのおそれがあると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は上記に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。

16 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社